

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>9の6-6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」(C-1090)2通に同条各号に掲げる次の書類等を添付して提出させる。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署(包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署)に提出させる。</p> <p>イ 国税通則法第50条第1号及び第2号((国債、地方債等))に掲げる担保</p> <p>(1) 甲種国債登録簿に登録した国債(以下「登録国債」という。)であるとき 登録済通知書</p> <p>(ロ) (省略) 口～二 (省略) ～ (省略)</p> <p>（据置担保の提供があつた場合の整理）</p> <p>9の6-7 前記9の6-5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。</p> <p>提供された担保が、前記9の6-1のに規定する国債及び地方債であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託書の正本(当該国債が登録されているときは、登録済通知書)の</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>9の6-6 令第8条の2((担保の提供の手続))の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」(C-1090)2通に同条各号に掲げる次の書類等を添付して提出させる。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署(包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署)に提出させる。</p> <p>イ 国税通則法(昭和37年法律第66号)第50条第1号及び第2号((国債、地方債等))に掲げる担保</p> <p>(1) 甲種国債登録簿に登録した国債(以下「登録国債」という。) 社債等登録法(昭和17年法律第11号)の規定により登録した社債、地方債その他の債券(以下「登録社債等」という。)であるとき 登録済通知書又は担保権登録内容証明書</p> <p>(ロ) (同左) 口～二 (同左) ～ (同左)</p> <p>（据置担保の提供があつた場合の整理）</p> <p>9の6-7 前記9の6-5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。</p> <p>提供された担保が、前記9の6-1のに規定する国債及び地方債であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託書の正本(当該国債及び地方債が登録されているときは、登録済</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>番号、供託又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。</p> <p>及び（省略）</p> <p>据置担保の管理に当たっては、担保の提供を要する関税の本税相当額の合計額、当該関税が納付されるまでの延滞税額及び担保の処分に要する費用が、当該据置担保の限度額を超えることのないよう留意する。</p> <p>（担保の解除手続）</p> <p>9の6-10 令第8条の4の規定により担保を解除する場合の手続は、次による。</p> <p>担保の全部の解除を受けようとする者がある場合には、「担保解除申請書」(C-1110)及び先に交付した担保預り証に同条各号に掲げる場合のいずれかに該当することを証する書類を添付して請求させ、担保を引き続いて提供させる必要がないことの確認を行った上、担保解除通知書(担保解除申請書の交付用)とともに担保を返還する。なお、供託書又は登録済通知書の正本を返還する場合にあっては、「供託原因消滅証明申請書」(金銭用C-1120、有価証券用C-1121)又は「登録原因消滅証明申請書」(C-1122)を提出させ、供託原因消滅証明書又は登録原因消滅証明書(各申請書の交付用)を併せて交付する。</p> <p>ただし、一括担保の解除を受けようとする者がある場合には、上記の担保解除申請書等を、受理税関官署に提出させる。</p> <p>担保として金銭又は国債、地方債若しくは社債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの（以下本項及び後記10-2のにおいて「国債等」という。）が供託されている場合において、それらの担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について供託原因消滅証明書を交付する。ただし、供託されている担保が国債等であり、その一部につき分割して解除することができない場合においては、この限りでない。</p>	<p>通知書又は担保権登録内容証明書の番号、供託又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。</p> <p>及び（同左）</p> <p>据置担保の管理に当たっては、担保の提供を要する関税の本税相当額の合計額、当該関税が納付されるまでの延滞税額及び担保の処分に要する費用が、当該据置担保の限度額を超えることのないよう留意する。</p> <p>（担保の解除手続）</p> <p>9の6-10 令第8条の4（担保の解除）の規定により担保を解除する場合の手続は、次による。</p> <p>担保の全部の解除を受けようとする者がある場合には、「担保解除申請書」(C-1110)及び先に交付した担保預り証に同条各号（担保を解除すべき場合）に掲げる場合のいずれかに該当することを証する書類を添付して請求させ、担保を引き続いて提供させる必要がないことの確認を行った上、担保解除通知書(担保解除申請書の交付用)とともに担保を返還する。なお、供託書又は登録済通知書若しくは担保権登録内容証明書の正本を返還する場合にあっては、「供託原因消滅証明申請書」(金銭用C-1120、有価証券用C-1121)又は「登録原因消滅証明申請書」(C-1122)を提出させ、供託原因消滅証明書又は登録原因消滅証明書(各申請書の交付用)を併せて交付する。</p> <p>ただし、一括担保の解除を受けようとする者がある場合には、上記の担保解除申請書等を、受理税関官署に提出させる。</p> <p>担保として金銭又は国債、地方債若しくは社債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの（以下本項及び後記10-2のにおいて「国債等」という。）が供託されている場合において、それらの担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について供託原因消滅証明書を交付する。ただし、供託されている担保が国債等であり、その一部につき分割して解除することができない場合においては、この限りでない。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>担保として登録国債が提供されている場合において、<u>当該担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保の提供原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について登録原因消滅証明書を付して登録済通知書を返還する。</u>なお、この場合においても上記 のただし書を準用する。</p> <p>（省略）</p>	<p>担保として登録国債又は登録社債等が提供されている場合において、<u>それらの担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保の提供原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について登録原因消滅証明書を付して登録済通知書又は担保権登録内容証明書を返還する。</u>なお、この場合においても上記 のただし書を準用する。</p> <p>（同左）</p>